

**ボイラー取扱技能講習テキスト** （改訂第7版1刷⇒改訂第8版1刷）

テキストページ	項番	行・図表	新（改訂第8版1刷）	旧（改訂第7版1刷）
	表紙		表紙・背表紙・裏表紙 8H-1Z	表紙・背表紙・裏表紙 7H-1Z
	奥付		2025年3月15日 改訂第8版1刷	2023年10月10日 改訂第7版1刷
	まえがき		公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会	公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 会長 前田 豊
<b>第6章 関係法令</b>				
129			労働安全衛生法施行令（抄） 改正 令和6年11月1日政令第342号	労働安全衛生法施行令（抄） 改正 令和5年3月23日政令第69号
133			労働安全衛生規則（抄） 改正 令和6年12月11日厚生労働省令第160号	労働安全衛生規則（抄） 改正 令和5年4月3日厚生労働省令第66号
135			ボイラー及び圧力容器安全規則（抄） 改正 令和6年4月30日厚生労働省令第80号	ボイラー及び圧力容器安全規則（抄） 改正 令和5年3月27日厚生労働省令第28号
136			（伝熱面積） 四 電気ボイラー 電力設備容量60キロワットを1平方メートルとみなしてその最大電力設備容量を換算した面積	（伝熱面積） 四 電気ボイラー 電力設備容量20キロワットを1平方メートルとみなしてその最大電力設備容量を換算した面積
142			（ボイラー室の出入口） 第19条 事業者は、ボイラー室には、2以上の出入口を設けなければならない。 ただし、ボイラーを取り扱う者が緊急の場合に避難するのに支障がないボイラー室については、この限りでない。	（ボイラー室の出入口） 第19条 事業者は、ボイラー室には、2以上の出入口を設けなければならない。 ただし、ボイラーを取り扱う労働者が緊急の場合に避難するのに支障がないボイラー室については、この限りでない。
146			（ボイラー室の管理等） 第29条 事業者は、ボイラー室の管理等について、次の事項を行わなければならない。	（ボイラー室の管理等） 第29条 事業者は、ボイラー室の管理等について、次の事項を行わなければならない。
147			一 ボイラー室その他のボイラー設置場所に関係者以外の者がみだりに立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。 二～五 （略） 六 燃焼室、煙道等のれんがに割れが生じ、又はボイラーとれんが積みとの間に隙間が生じたときは、速やかに補修すること。	一 ボイラー室その他のボイラー設置場所には、関係者以外の者がみだりに立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に掲示すること。 二～五 （略） 六 燃焼室、煙道等のれんがに割れが生じ、又はボイラーとれんが積みとの間にすき間が生じたときは、すみやかに補修すること。
164			労働基準法（抄） 改正 令和6年5月31日法律第42号	労働基準法（抄） 改正 令和4年6月17日法律第68号

P. 142～P. 147の規則については、令和7年4月1日施行となります。